労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国労災病院労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成24年３月16日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 24 年３月 12 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

北 海 道	釧路労災病院及び北海道中央労災病院せき損センター
青 森 県	青森労災病院
宮 城 県	東北労災病院
秋 田 県	秋田労災病院
福 島 県	福島労災病院
千 葉 県	千葉労災病院
東 京 都	東京労災病院
神奈川県	関東労災病院及び横浜労災病院
富 山 県	富山労災病院
静 岡 県	浜松労災病院
愛 知 県	中部労災病院及び旭労災病院
大 阪 府	大阪労災病院
兵 庫 県	関西労災病院及び神戸労災病院
和歌山県	和歌山労災病院
鳥 取 県	山陰労災病院
岡 山 県	岡山労災病院及び吉備高原医療リハビリテーションセンター
広 島 県	中国労災病院
山 口 県	山口労災病院
香 川 県	香川労災病院
愛 媛 県	愛媛労災病院
福 岡 県	九州労災病院及び九州労災病院門司メディカルセンター
長 崎 県	長崎労災病院
熊 本 県	熊本労災病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、株式会社ヨドセイから、自治労・公共サービス清掃労働組合ヨドセイ支部が賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成24年３月13日以降、同組合の組合員が従事する全職場（埼玉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 24 年３月 12 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、公立学校共済組合職員労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成24年３月14日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（山形県、東京都、岐阜県、広島県及び愛媛県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 24 年３月 12 日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

山 形 県	公立学校共済組合東北中央病院
東 京 都	公立学校共済組合関東中央病院
岐 阜 県	公立学校共済組合東海中央病院
広 島 県	公立学校共済組合中国中央病院
愛 媛 県	公立学校共済組合四国中央病院

公　告

議　事　項

工場財団

上越市南本町１丁目５番５号**株式会社有沢製作所**の工場財団に上越市南本町１丁目272番地株式会社有沢製作所本社工場及び上越市大字中田原１番地中田原工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年３月 12 日

新潟地方法務局上越支局

宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１番地１**株式会社倉元製作所**の工場財団に津市森町字下大谷5008番地２株式会社倉元製作所三重工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年３月 12 日　　津地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人藤田壽一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 24 年３月 12 日　　大阪法務局

建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項第３号の規定による処分をしたので、建築基準法第77条の62第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年３月 12 日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成24年２月21日

2　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　浦野　善照　第6489号

3　処分の内容　確認検査の業務の禁止20日

4　処分の原因となった事実　指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築物（１物件）の確認審査において、建築基準法第58条の規定に適合しない（当該建築物は、相楽都市計画高度地区（精華町決定）によれば、第一種高度地区にあり、建築物の高さの最高限度として、「建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線または、隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに５メートルを加えたもの以下であって、かつ10メートルをこえてはならない。」にもかかわらず、適合しない）建築計画を看過し、確認済証を交付させた。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第１０６号

愛知県西尾市寄住町洲田51番地

申立人　西尾信用金庫

本籍愛知県安城市和泉町北本郷93番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県西尾市、死亡年月日平成23年７月２日、出生の場所愛知県碧海郡明治村、出生年月日昭和23年４月18日、職業無職

被相続人　亡　早川　完治

事務所愛知県豊田市若宮町８丁目１番地10新豊田ビル３階

相続財産管理人　弁護士　樋口　　明

名古屋家庭裁判所岡崎支部

平成２４年（家）第５０号

愛知県北設楽郡設楽町和市字和市場16番地

申立人　金田　敏治

本籍申立人の住所に同じ、最後の住所愛知県北設楽郡設楽町田口字杉平向１番地１、死亡の場所愛知県北設楽郡設楽町、死亡年月日平成19年11月25日、出生の場所不詳、出生年月日大正２年12月１日、職業無職

被相続人　亡　金田八枝子

愛知県北設楽郡設楽町津具字寺屋敷17番地

相続財産管理人　司法書士　村松　　豊

名古屋家庭裁判所豊橋支部

平成２４年（家）第７２号

京都市中京区壬生天池町１番地ファミールガーデン二条駅前404号

申立人　神谷　孝司

本籍京都府八幡市橋本小金川28番地、最後の住所京都府亀岡市本梅町平松ナベ倉12番地、死亡の場所京都府亀岡市、死亡年月日平成21年10月20日、出生の場所京都府綴喜郡八幡町、出生年月日大正３年３月12日、職業無職

被相続人　亡　山田　タツ

事務所京都市中京区河原町通竹屋町上る大文字町238番地の１エースビル２階中村誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　神谷　孝司

京都家庭裁判所園部支部